

(平成23年2月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年6月から57年11月まで
② 昭和58年12月から61年4月まで
③ 平成元年9月から9年2月まで

両親から将来のためにと勧められたので、国民年金の加入手続きを行い、毎月、送付されてくる納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料は納付しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和57年4月から同年11月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、57年12月にA市で払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、当時の国民年金被保険者名簿である特殊台帳の昭和57年度の適要欄に、申立人の申出により発行されたと考えられる「納付書」の押印が有り、申立人は、その納付書により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和56年6月から57年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、特殊台帳に「納付書」の押印が確認できない上、申立人からも遡って保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立期間②については、上記の特殊台帳において、申立人の元夫

が厚生年金保険の被保険者となった昭和 58 年 10 月 1 日付けで任意に種別変更を行い、同年 12 月 14 日に国民年金被保険者資格喪失の申出を行った旨の記載が有り、その後、被保険者資格を再取得した形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間③については、B 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間が登載されておらず、同市では申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられる上、申立期間の国民年金被保険者資格は平成 13 年 5 月 23 日付けでオンライン記録に追加されたものであることが確認できることから、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間①のうち、昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの期間並びに②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、C 県内全てについて検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、将来の年金受給を考えて国民年金に任意加入し、A市役所B出張所で国民年金保険料を3か月ごとに納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、昭和57年7月に国民年金に任意加入しており、任意加入しながら申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料は納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私は、昭和36年頃に、仕事場に来た役所の職員に国民年金への加入を勧められ加入した。加入当初の国民年金保険料は100円であり、その保険料は、仕事の昼休みを利用してA区役所に出向いて納付し、その後、集金人に納付するようになり、保険料納付の際には国民年金手帳に検認印を押していたことを記憶している。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、60歳になるまで付加保険料と併せ国民年金保険料を全て納付しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認されることから、申立期間の保険料は現年度納付することが可能である上、申立人は、当時の保険料は月額100円であり、加入当初は自身がA区役所に出向き納付していたが、その後は集金人に納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたとしており、これら申立人が記憶する保険料額及び納付方法は、申立期間当時のB市における保険料収納方法と符合している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 2178(事案 644 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月までの期間、41 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 43 年 10 月から 50 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 43 年 10 月から 50 年 10 月まで

私は、父親と建築板金業（自営）をしており、当時、区役所に勤務していた者に国民年金の加入手続をしてもらい、報告書、帳簿なども全て任せていた。国民年金保険料は母親が税理士と相談して、父親の保険料と一緒に飛び飛びではなく、詰めて納付してくれていた。前回の決定は不服であるので国民年金保険料の免除期間を除き再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間について、i) 全ての申立期間について、申立人は、国民年金保険料を父親の分と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の父親は、国民年金に未加入であること、ii) 昭和 43 年 10 月から 50 年 10 月までの期間については、申立人は特殊台帳において未納とされていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を申立人の父親の分と一緒に納付していたとして再申立てしている。

しかしながら、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められない上、明治 40 年*月生まれの申立人の父親は、

国民年金の高齢任意加入の対象者であったものの、国民年金に加入した形跡は見当たらず、一緒に納付していたとする申立内容とは符合しないことなど、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月及び同年12月、6年11月及び同年12月、7年10月、10年3月並びに同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月及び同年12月
② 平成6年11月及び同年12月
③ 平成7年10月
④ 平成10年3月
⑤ 平成10年12月

国民年金保険料は夫名義の口座から口座振替により納付しており、引落しされなかった場合には、送付されてくる納付書が着き次第、間違いなく納付した。口座振替の分ではなく納付書で納付した分が記録されていないのではないか。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料は口座振替により納付しており、口座振替されなかった場合には、送付されてくる納付書で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①、②、③、④及び⑤について、A市では、口座振替により納付している国民年金保険料が確認されなかった場合、翌月に納付書を送付することとしているが、同市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は、いずれも納付済みとなっていないことから、現年度納付されなかったものと考えられる。

なお、口座名義人である申立人の夫も口座振替により国民年金保険料を

納付しているが、申立人の夫も国民年金収滞納リストにおいて、申立期間のうち、平成6年12月を除き、保険料の納付が確認できない。

また、申立期間①、②、③、④及び⑤について、現年度納付がなされなかった場合、社会保険事務所（当時）において納付書を作成し、送付することとなるが、オンライン記録において未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA市が送付する現年度納付書及び社会保険事務所が送付する過年度納付書は、いずれもコンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、国民年金保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年12月から48年3月まで

私が20歳になった昭和44年*月頃、当時住み込みで働いていたAの店主の勧めで国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は同美容室で集金人に納付していた。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年*月頃、住み込み先で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、転居後の昭和48年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない上、国民年金の加入時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って納付したとの主張も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年9月まで
22歳になった昭和61年頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は母親が遡って金融機関で納付してくれた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。
なお、母親が記入していた家計簿を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の母親が20歳まで遡って金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者記録により昭和62年11月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、昭和59年度から61年度までは登載されておらず、同市が申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったこととも符合する。

また、申立人は、国民年金に加入した上記の払出時点において、納付可能な昭和60年10月までの国民年金保険料を遡って納付していることがオンライン記録で確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

なお、申立人から提出された家計簿は、昭和63年以降について記載されているものであり、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料とみることはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

私は、昭和59年6月に夫の扶養から外れた際、A区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年6月に国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、金融機関で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立人が所持する年金手帳でも「はじめて被保険者となった日 昭和61年4月1日」と記載されており、このことはB市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は申立期間について記載されていないことと符合することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻

前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、昭和57年9月に父親と一緒にA県B市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、55年4月の勤務先退職以降、未納となっていた申立期間の国民年金保険料については、市役所が現年度保険料に上乗せした納付書を発行してくれたので、その納付書により市役所又は金融機関で納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月にB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、市役所が現年度保険料に上乗せした保険料額の納付書を発行してくれたので、その納付書により市役所又は金融機関等で納付したと主張している。

しかしながら、昭和57年9月に国民年金の被保険者となった申立人は、同年4月からの国民年金保険料を現年度保険料として市役所において納付することはできるが、申立期間の保険料は過年度保険料であり、市役所が収納することはできず、社会保険事務所（当時）が国庫金として、別途収納するものであり、一枚の納付書で現年度保険料及び過年度保険料を納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚

姻期間中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から59年1月まで

私が20歳になった頃、A市で母親が国民年金の加入手続を行い、妹と同様に国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、結婚後はB市の嫁ぎ先で私が納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の母親がA市において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、婚姻前は申立人の母親が、婚姻後は自身が納付していたと主張している。

しかしながら、申立人がA市で国民年金保険料を納付するには、20歳頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりC県内全てについて「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同市においては、申立人は国民年金に未加入であり、申立人は保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月にB市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って保険料を納付したとの主張は

無い。

なお、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立人は、昭和59年2月及び同年3月の保険料を同年3月9日に納付し、同年4月から夫名義の銀行口座から口座振替により納付していることが確認できる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、通称名を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年4月頃、A区役所の人に勧められて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月頃、A区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年10月に転居後のB区において、夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間の保険料は過年度保険料として遡って納付することとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無い上、過年度保険料は集金人に納付することができず、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。